

2012年11月29日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰 徳 様

東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
アムンディ・ジャパン株式会社
代表取締役社長 ニコラ・ソヴァーチュ

申入書（2012年10月30日付）へのご回答

拝復 寒冷の候いよいよご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先日貴団体から送付されました申入書（2012年10月30日付）にありました事項に付きまして、別紙のとおり回答させていただきます。よろしくご査収のほどお願い申し上げます。

なお、回答に当たり、弊社宛申入書に記載の投資信託名称が「ダイワ／フィデリティ・アジア・ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）（但し、日本円コース除く）」、「ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）～ハイイールドファンド～（但し、米ドルコース及び日本円コース除く）」と他社が設定・運用するファンドとなっておりましたが、弊社の「アムンディ・りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（通貨選択型）（但し、円コース除く）」の誤記載と思料いたしますので、そのように読み替えた上で、本回答書を作成しております。

敬具

弊社連絡先
(担当) 吉永 03-3593-9125

別 紙

申入書（2012年10月31日付）へのご回答

1. 回答の要旨

弊社では、いわゆる通貨選択型のファンドに使用する交付目論見書において、「為替ヘッジ取引」という用語を「為替ヘッジ」と区別して定義し、対円では為替リスクが存在することを明確に表示しております。

従って、弊社の交付目論見書に基づいて投資判断を行う投資家においては、通常は「為替ヘッジ」と「為替ヘッジ取引」の違いを明示的に区分して理解することが十分に可能であるため、投資家の皆様が上記ファンドのリスクに関する誤認や「為替ヘッジあり」型の従来のファンドとの混同を引き起こす可能性はないものと判断しております。

しかしながら、貴団体のご指摘によると、上記のような混同や誤認の可能性があるということであり、真摯に検討した結果、弊社のファンドを投資家の皆様により一層ご理解いただくために、2013年1月以降更新予定の通貨選択型ファンドの交付目論見書において使用する用語について、下記の対応策をとるとともに、今後の弊社の交付目論見書作成の方針にも反映させていく所存でございます。

- ① 「為替ヘッジ取引」を「為替取引」に置き換えます。
- ② 「為替ヘッジ取引プレミアム」・「為替ヘッジ取引コスト」を「為替取引のプレミアム」・「為替取引のコスト」に置き換えます

なお、円コースに係る「為替ヘッジ」の用語の使用については、従来通りとし、変更はありません。

2. 回答の詳細

(1) 弊社の交付目論見書における「為替ヘッジ等」の記載

弊社が貴団体からのお問い合わせに対する回答（平成24年5月31日付）にてご説明し、また、貴団体も、申入書の「2. 申入れの理由（1）総論」において言及されているように、弊社では a) 原資産通貨と日本円との交換取引を「為替ヘッジ」、b) 原資産通貨と日本円以外の他通貨との交換取引を「為替ヘッジ取引」と定義・認識の上、その違いを明示しつつ、まったく異なる用語として使用しております。

ただし、申入書にて言及されているような、「実際には円に対する外国通貨の為替リ

スクがある、あるいは高いにもかかわらず、あたかも無い、あるいは、低いような印象を与え」たまま放置することではなく、必ず「為替ヘッジ取引を行っても対円との関係においては、対象通貨の為替変動の影響を受け基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります」等の説明を加えて、投資家の皆様が誤認されることのないよう対応しております。この対応は、ファンドを設定した2009年9月以来の一貫した取り扱いとなっております。

さらに、交付目論見書の改善を続ける中で、投資家の皆様が、2つの用語を混同されることなくご理解いただけるよう、個々の記載場所だけでなく、交付目論見書全体としても工夫をしております。具体的には、現在の交付目論見書における記載では、「追加的記載事項」のポイント2として、『為替ヘッジ取引について』の項目を設けて、「為替ヘッジ取引」の意味するところを説明しております。その上で、ポイント3『為替差益に期待』で、その表題は「為替差益に期待」としつつも、対円変化率（年次）を表示し、対象通貨が対円で下落した場合には為替差損が発生すること、例えば、ブラジルレアルの場合は、原資産価格に変動がなくとも、為替変動だけで100万円が1年後には約136万円になることであれば、約57万円になることを説明しております。

(2) 消費者（投資者）の意向と投資行動の乖離の防止

① 貴団体は、（交付目論見書の）表示上の工夫については、読み手のリテラシーを基準に十分に理解できるものかどうか、という視点で行うことが必要であり、投資家の大多数のリテラシーの現状を踏まえると、表示上の工夫に当たっては、通貨選択型ファンドのリスクが従来型の投資信託よりも高いことを強調して表示し、「為替ヘッジ」と混同の恐れがある「為替ヘッジ取引」のような用語の使用を避ける必要があるとの見解を述べられております。

弊社の交付目論見書作成の方針も、貴団体と同様に、投資家の皆様に、いかに当該ファンドによる投資の内容とリスクを理解していただき、投資判断に役立てていただくかであり、貴団体の見解に首肯できるものがありますが、記載や工夫については、単に使用する用語だけでなく、交付目論見書全体で、適切に投資の内容とリスクをわかりやすく説明できているかにあるものと思料しております。その意味で、単に、「為替ヘッジ」と「為替ヘッジ取引」の用語の比較だけでの議論で、混同・誤認なく「十分に理解できるものかどうか」を判断するとの貴団体のご見解には、やや違和感があります。

② また、ご承知のとおり、金融庁は「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、2012年2月15日から適用しております。この改正では、販売会社による投資信託の勧誘・説明態勢を強化するため、これまで以上に適合性の原則を意識したものとなっております。

原則的な考え方は、元本の安全性を重視する投資者、投資の経験・知識の十分でない投資者には、通貨選択型ファンドなどリスクの高い投資信託を販売しないというものです。また、元本の安全性を重視する投資者との間で、通貨選択型ファンドなどリスクの高い投資信託を販売することになりそうな場合は、管理職の承認制など慎重な対応が求められております。

弊社は、これまで販売会社の営業担当者の皆様への研修等を通じて、投資信託のリスクや弊社の通貨選択型ファンドの交付目論見書に記載されている「為替ヘッジ」と「為替ヘッジ取引」の差異について、投資家の皆様への説明の徹底につき、十分に説明・依頼してまいりましたが、こうした規制の強化の流れの中で、営業担当者の皆様から、投資家の皆様が明確に認識できるように、的確に説明されているものと思料いたします。

(3) 用語の変更

以上のような点から、弊社では、現状の交付目論見書を使用している状況において、通常の投資家の皆様の混同や誤認を引き起こすことはないものと思料しております。しかしながら、貴団体のご指摘によると、「為替ヘッジ」と「為替ヘッジ取引」は言葉が類似し、誤認・混同の可能性があるとのことですので、貴団体のご指摘を真摯に検討し、用語の変更が投資家の皆様により一層わかりやすい交付目論見書につながるのであれば、そのような変更を行うことはやぶさかではありません。

よって、貴団体が申入書の中で引用されている他社事例を参考に、「為替ヘッジ取引」を「為替取引」に、「為替ヘッジ取引プレミアム」「為替ヘッジ取引コスト」を「為替取引のプレミアム」「為替取引のコスト」に変更することにいたしました。なお、円コースに係る「為替ヘッジ」は、これまでどおり使用いたします。

2013年1月以降に更新される通貨選択型ファンドの交付目論見書から順次変更を行う予定です。

3. 「通貨選択型投資信託の取引に関する確認書」(「確認書」)への対応

なお、投資家が販売会社との間で取り交わす、いわゆる確認書に関しても、貴団体は、為替ヘッジ等の削除、改正等、同様の申入れをされておりますが、確認書は販売会社が独自に作成しているもので、弊社は関与しておりません。しかしながら、弊社が交付目論見書の用語の変更を行うに伴い、販売会社に確認書における用語の変更も合わせて行うよう要請する所存です。

以上